平成２６年（フ）第１７８号
神奈川県秦野市南矢名2111番地の16　コーポ司第２―202号、前住所神奈川県秦野市南矢名1890番地の２　ハイツ小澤205号
債務者　髙橋　佑有
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２６号
長崎県島原市梅園町丁2897番地３梅園団地81―304号
債務者　古賀　良平
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
熊本県荒尾市荒尾64番地１
債務者　佐々木竜也
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１９１号
岩手県紫波郡紫波町犬渕字西田５番地、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村４番地18
債務者　黒沢　理香（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９４号
群馬県太田市藤阿久町509番地
債務者　新島　孝子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１８０号
埼玉県東松山市大字東平2464番地15
債務者　高橋　勝正
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１８１号
埼玉県東松山市大字東平2464番地15
債務者　高橋　治子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１９１号
埼玉県深谷市西島12番地９
債務者　丸橋　幸代（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６３号
神奈川県平塚市広川723番地の５　テラスグリーンヒル
債務者　深田　　薫
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２６７号
神奈川県厚木市戸田2324番地１　グレースマンション那須Ａ―103
債務者　青木　正明
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７６号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目６番29号２
債務者　石山　朝子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４５号
香川県高松市小村町662番地12
債務者　植田　和人
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８８８号
福岡市東区松田３丁目24番８―1106号
債務者　中村　和博
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９３７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原18番地１ファミール井上201号
債務者　寺坂　次和
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９４１号
福岡市中央区梅光園２丁目４番４号
債務者　深堀　隆盛
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６３号
福岡市西区大字宮浦４番地９
債務者　高橋　邦昭
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９８３号
福岡県福津市花見が丘１丁目５番７号　朝日第２アパート202号
債務者　原口　　泉（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部